

令和 2 年

1 2 月市議会定例会会議規則案・条例案

| | | |
|------------|-----------------------------------|---|
| 議案会第 1 6 号 | 豊橋市議会会議規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 議案会第 1 7 号 | 豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例 | 5 |

議案会第16号

豊橋市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月18日提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 豊橋市議会議員 | 山本賢太郎 |
| | 同 | 近藤喜典 |
| | 同 | 小原昌子 |
| | 同 | 向坂秀之 |
| | 同 | 星野隆輝 |
| | 同 | 斎藤啓 |
| | 同 | 豊田一雄 |
| | 同 | 坂柳泰光 |
| | 同 | 沢田都史子 |
| | 同 | 鈴木博 |

豊橋市議会会議規則の一部を改正する規則

豊橋市議会会議規則（平成16年豊橋市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第87条 請願者は、請願書に邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> | <p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第87条 請願者は、請願書に邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。<u>この場合において、請願者を代表する者は、押印しなければならない。</u></p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名<u>又は記名押印を</u>しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> |

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、規則で求めている押印を廃止するため、現行規則の一部を改正する必要があるからである。

議案会第17号

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月18日提出

提出者 豊橋市議会議員 山本賢太郎

同 近藤喜典

同 小原昌子

同 向坂秀之

同 星野隆輝

同 斎藤啓

同 豊田一雄

同 坂柳泰光

同 沢田都史子

同 鈴木博

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年豊橋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式（別紙を除く。）を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

政務活動費収支報告書

年 月 日

豊橋市議会議長 様

議員氏名

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-------------|-----------|
| 年 度 | 年 度 |
| 指 令 年 月 日 | 年 月 日 |
| 指 令 番 号 | 豊橋市指令 第 号 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 既 交 付 額（収入） | 円 |
| 精 算 額（支出） | 円 |
| 収 支 差 引 残 額 | 円 |

添付書類

- 1 政務活動費収支内訳書（別紙）
- 2 領収書等の証拠書類の写し

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、条例で求めている押印を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。